

令和4年6月定例県議会

経済環境常任委員会報告事項

環境生活部

目 次

1	水俣病対策の状況について（環境政策課・水俣病審査課）……………	1
2	「水俣湾環境対策基本方針」に基づく水俣湾の環境調査結果及び水俣湾埋立地の点検・調査結果（令和3年度）（環境保全課・港湾課・都市計画課）……………	5
3	第13次鳥獣保護管理事業計画の策定について（自然保護課）……………	7
4	熊本県産あさりを守り育てる条例の制定について（くらしの安全推進課）…	9
5	熊本県食品ロス削減推進計画の策定について（消費生活課）……………	18

水俣病対策の状況について

令和4年（2022年）6月16日
環境政策課・水俣病審査課

1 認定審査業務の状況について

(1) 認定審査の状況

- 平成28年度以降、これまでに認定審査会を計34回開催し、1,384件の審査を完了した。
- 新型コロナウイルスの感染防止対策を徹底し、引き続き、丁寧に認定審査を進めていく。

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4※	累計
認定審査会	6回	6回	6回	5回	5回	5回	1回	34回
審査件数	269	320	320	250	120	85	20	1,384

※R4は令和4年5月末現在。

(2) 認定申請の状況

- 未決定件数は、平成27年度末の1,264件から令和4年5月末の381件まで減少。
- 未決定者のうち、寝たきり等で移動が困難な方や検診等に応じていただけない方など、審査に時間を要する方々が約4割。往診や送迎支援を行うとともに、申請者の個々の事情を確認した上で、可能な限りその意向に沿えるよう文書や訪問により調整を重ねるなど、より丁寧な対応を行っていく。
- また、未決定者の約5割が再申請者となっている。

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4※
申請件数	185	106	89	99	46	108	34
認定件数	2	0	0	1	0	0	1
棄却件数	246	314	301	276	98	77	18
年度末 未決定件数	1,146	890	632	419	359	369	381

※R4は令和4年5月末現在。

2 裁判等の状況について

- ・熊本県が被告となっている係属中の裁判は、今年6月2日現在、国家賠償等請求訴訟（以下「国賠訴訟」）が4件、本県の棄却決定の取消しと認定義務付けを求める行政訴訟が4件、合計8件となっている。（下表「係属中の水俣病関係訴訟」参照）
- ・このうち、④の行政訴訟については、今年3月30日に熊本地裁で判決言渡しがあったが、原告側が県側勝訴の判決を不服として控訴。
- ・⑧の行政訴訟については、今年5月に新たに提訴された。
- ・⑨及び⑩の国賠訴訟2件については、いずれも原告側が国・県側勝訴の判決を不服として上告手続中であったが、令和3年度に最高裁から上告棄却・上告申立て不受理の決定が行われ、国・県・チッソの勝訴が確定した。（下表「令和3年度中に確定した水俣病関係訴訟」参照）
- ・このほか、公健法に基づく申請に係る棄却決定に対する行政不服審査も、今年5月末現在で66件の請求が出されている。

【係属中の水俣病関係訴訟】

令和4年6月2日現在

	提訴日	原告	被告	請求内容	裁判所
①	H25. 6. 20※	1,374名 (水俣病不知火患者会)	国・熊本県 ・チッソ	損害賠償	熊本地裁
②	H26. 8. 12※	58名 (水俣病不知火患者会)	同上	同上	東京地裁
③	H26. 9. 29※	130名 (水俣病不知火患者会)	同上	同上	大阪地裁
④	H27. 10. 15	7名 (水俣病被害者互助会)	熊本県・ 鹿児島県	棄却取消し・ 認定義務付け	原告控訴
⑤	H29. 4. 18※	19名 (水俣病不知火患者会)	国・熊本県 ・チッソ	損害賠償	東京地裁
⑥	H30. 12. 19	1名 (個人)	熊本県	棄却取消し・ 認定義務付け	熊本地裁
⑦	R2. 6. 18	1名 (個人)	熊本県	棄却取消し・ 認定義務付け	熊本地裁
⑧	R4. 5. 25	1名 (個人)	熊本県	棄却取消し・ 認定義務付け	大阪地裁

※ 記載の期日は、第1陣の提訴日。

【令和3年度中に確定した水俣病関係訴訟】

	提訴日	原告	被告	請求内容	判決確定日
⑨	H19. 10. 11	8名 (水俣病被害者互助会)	国・熊本県 ・チッソ	損害賠償	R4. 3. 8
⑩	H27. 1. 13	1名 (個人)	同上	同上	R4. 1. 25

【不服審査請求】

再調査請求
審査請求

7件（令和4年5月末現在）
59件（令和4年5月末現在）

3 JNC株式会社（チッソ事業子会社）の令和3年度決算の概要について

JNC株式会社の令和3年度決算概要が、今年5月13日に以下のとおり発表された。

- ・アジア需要による輸出好調やナフサ（化学品の主原料）価格の高騰に伴う販売価格の値上げによる化学品の売上増加などから増収増益となり、売上高は約581億円、経常利益は約25億円であった。
- ・金融支援抜本策における経常利益目標額の53億円を下回る額ではあるが、患者補償金の支払は確実に遂行する。

【過去10年間のJNC（株）の経営状況の推移】

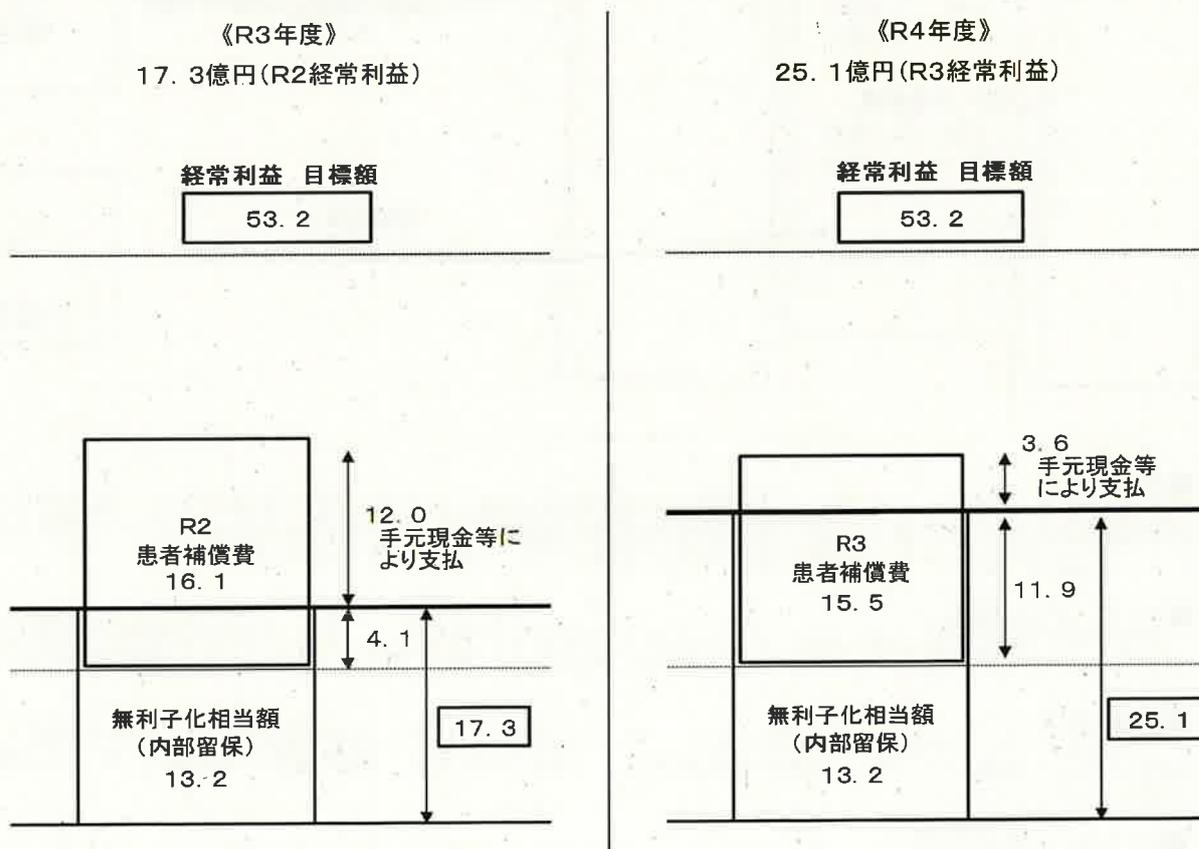
単位：億円

会計年度	H24	H25	H26	H27	H28
売上高	1,029	1,194	826	852	750
経常利益	88	91	103	76	60
会計年度	H29	H30	R1	R2	R3
売上高	762	649	597	506	581
経常利益	56	53	32	17	25

- ・なお、チッソは、令和3年3月に策定した業績改善計画（R2～R6）に基づいて、構造改革等に取り組んでいる。

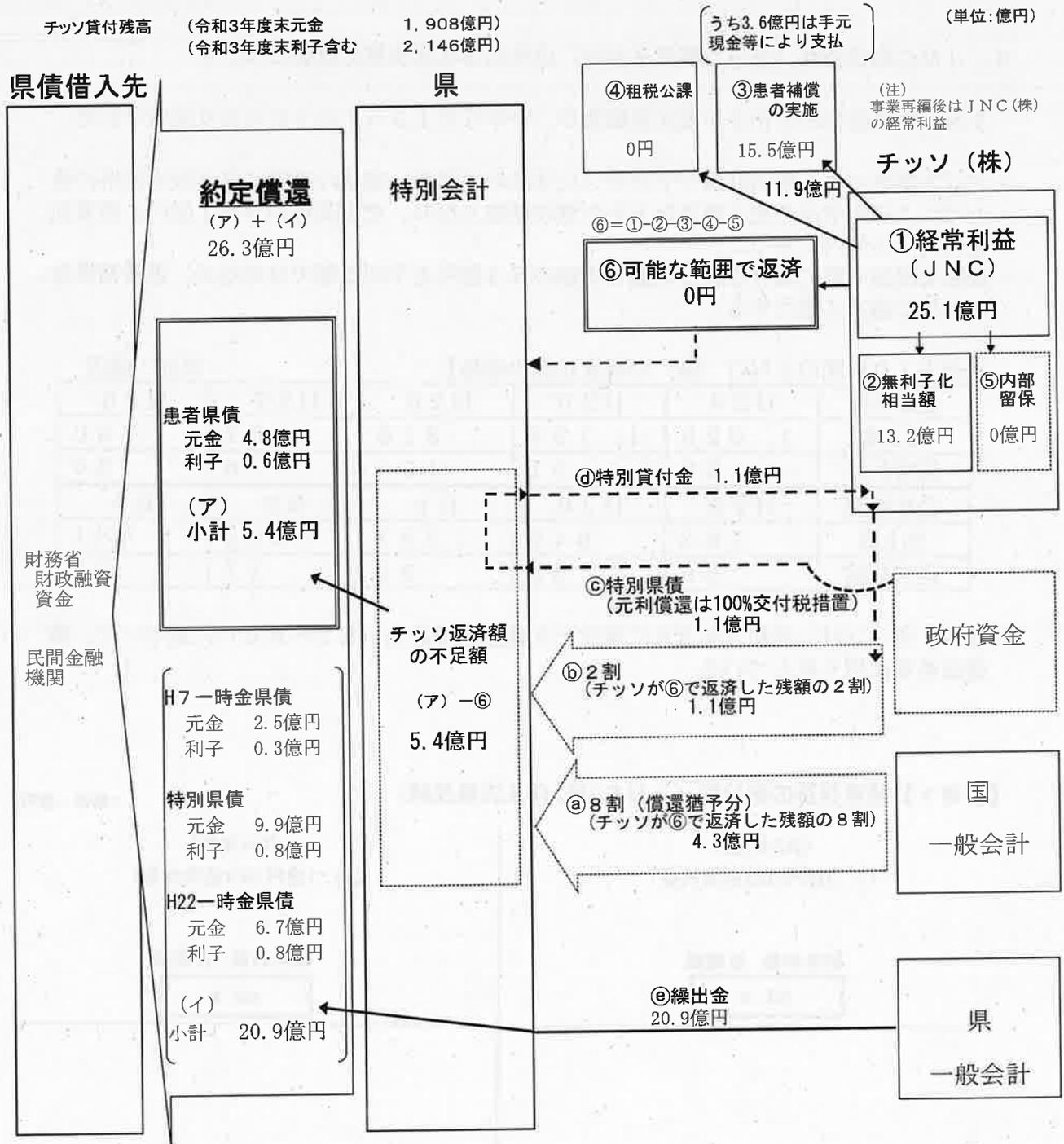
【参考1】経常利益の配分図（JNC（株）R3決算反映）

（単位：億円）



※端数処理により各数値の計が一致しないことがあります。

【参考2】チッソ株式会社に対する金融支援措置の仕組み（JNC(株)R3決算反映）



■患者県債

患者補償金の支払によりチッソの経営が危機的状況に陥ったため、国の要請を受け、昭和53年から、患者補償の資金不足を補うため、患者補償支払額の範囲内で、県が県債を発行し、チッソに貸し付けたもの（平成12年からチッソ金融支援抜本策の実施に伴い、患者県債方式は廃止）。

■H7一時金県債

平成7年の政治解決に基づきチッソが支払う一時金等の資金を、(財)水俣病問題解決支援財団から貸し付けるための出資金（負担割合：国85%、県15%）に係る県負担分について、県債を発行したもの。

■特別県債

平成12年のチッソ金融支援抜本策により、チッソは経常利益から可能な範囲で県へ債務を返済し、約定償還に不足する額について、8割を支払猶予し、2割については、特別県債を発行し、チッソに償還のため貸し付けているもの。

■H22一時金県債

水俣病被害者救済特措法による救済に基づき、チッソが支払う一時金等の資金を、(財)水俣・芦北地域振興財団から貸し付けるための出資金（負担割合：国85%、県15%）に係る県負担分について、県債を発行したもの。

「水俣湾環境対策基本方針」に基づく水俣湾の環境調査結果 及び水俣湾埋立地の点検・調査結果（令和3年度）

令和4年（2022年）6月16日
環境保全課・港湾課・都市計画課

1 水俣湾の水質等の水銀調査結果・・・・・・・・・・[環境保全課]

(1) 調査の趣旨

平成13年（2001年）3月14日付けで策定した「水俣湾環境対策基本方針（水俣湾魚介類の安全確認後の対応について）」に基づき、中長期的視点から水俣湾の環境状況を把握するため、平成13年度（2001年度）から毎年、水質、底質、埋立地周辺地下水及び魚介類の水銀含有量等について調査を実施している。

(2) 調査項目、調査時期等

調査項目	調査時期等
水質	2地点 年4回（6、8、10、2月）
底質	3地点 年1回（10月）
地下水	2地点 年2回（8、2月）
魚介類	湾内 年1回（7月）

※令和2年度の魚介類調査は、令和2年7月豪雨に伴い10月に実施した。

(3) 調査結果

- ア 水質及び地下水ともに、全ての調査において総水銀は検出されなかった。
- イ 底質については、総水銀は3地点全て「水銀を含む底質の暫定除去基準値（25ppm）」を超えなかった（最大で6.9ppm）。
- ウ 魚介類については次のとおりで、暫定的規制値を超えなかった。

（単位：ppm）

魚種	項目	令和3年度	暫定的 規制値
カサゴ	総水銀	0.30	0.4
	メチル水銀	0.26	0.3
ササノハ ベラ	総水銀	0.18	0.4
	メチル水銀	0.14	0.3

（注）暫定的規制値とは

魚種ごとに総水銀含有量の平均値が0.4ppmを超え、かつ、メチル水銀含有量の平均値が0.3ppmを超えるものをいう。「水銀に係る環境調査の取扱いについて（昭和48年10月3日付け環境事務次官・農林事務次官・通商産業事務次官通知）」

(4) 今後の対応

令和4年度（2022年度）も、同様の調査を予定している。

2 水俣湾埋立地の点検・調査結果 [港湾課・都市計画課]

(1) 点検・調査の趣旨

水俣湾埋立地の点検・調査は、「水俣湾環境対策基本方針」に基づき、埋立地の安全性の確認と必要な補修を把握することを目的として、平成13年度から毎年実施している。点検・調査の内容は、「水俣港埋立地管理補修マニュアル（平成31年3月改訂）」による。

(2) 点検・調査項目、調査時期等

点検・調査項目	調査対象	調査時期
水質検査	埋立地護岸前面海域（6地点） 埋立地内地下水（2地点）	R3.10～R4.3 （年1回）
地盤調査	埋立地全域（約58ha）	
構造物変状調査	護岸・岸壁・物揚場・水路（約5km）	

(3) 点検・調査結果

- ア 埋立護岸前面海域（6地点）及び埋立地内地下水（2地点）を採水し調査した結果、総水銀は検出されなかった。
- イ 埋立地全域での水準測量（標高の測定）の結果、異常な沈下及び陥没は見られなかった。
- ウ 埋立地外周施設（護岸・岸壁・物揚場）及び水路における変位・劣化・損傷及び鋼材の腐食状況調査の結果、構造に影響を及ぼすような変状等は見られなかった。

(4) 今後の対応

令和4年度（2022年度）も、同様の点検・調査を予定している。

計画期間「令和4年4月1日～令和9年3月31日」

これまでの取組み（第12次鳥獣保護管理事業計画）

基本的な項目

鳥獣保護管理事業計画

- 1 計画期間の設定
- 2 鳥獣保護区等の指定
- 3 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可
- 4 第二種特定鳥獣管理計画（イシ・ニホンジカ）
- 5 鳥獣保護管理事業の実施体制（担い手の育成）
- 6 感染症への対応

第12次計画に対する取組の成果

- 1 鳥獣保護区等の箇所及び面積
 - ・鳥獣保護区 102箇所 83,669ha
 - ・特別保護地区 6箇所 613ha
 - ・特例休猟区 22箇所 29,350ha
- 2 捕獲許可基準の緩和
 - ・許可対象者の要件の一部緩和
 - ・タヌキやアナグマ等の許可期間及び頭数を緩和
- 3 第二種特定管理計画の推進
[捕獲頭数の推移]
 - ・イノシシ 3.2万頭(H29)→3.7万頭(R2)
 - ・ニホンジカ 1.7万頭(H29)→2.2万頭(R2)
- 4 ニホンジカの生息状況調査
 - ・令和元年度に生息状況調査を実施
推定生息頭数 89,000頭
- 5 狩猟者の減少、高齢化対策
 - ・県内で認定捕獲等事業者を5法人認定
- 6 高病原性インフルエンザへの対応
 - ・野鳥の異常死の早期発見、監視体制の整理

取り組むべき課題

1

鳥獣の管理の強化

- 多様化する被害鳥獣の捕獲強化（小型獣、鳥類による被害）
- 第二種特定管理計画に基づく管理目標に向けた管理の継続

2

鳥獣の保護の推進

- 局所的に被害が生じ被害防止目的で捕獲が行われる鳥獣、地域の保護管理

3

人材育成

- 狩猟者の極端な年齢構成により深刻化する将来的な担い手不足対策、減少する銃猟者の確保

4

野生鳥獣に由来する感染症対策

- 高病原性鳥インフルエンザ及び近年確認された豚熱等野生鳥獣に由来する感染症への対応

新たな計画における概要

主要な施策

- 被害防止目的での捕獲許可基準の緩和
- ニホンジカ等の特定鳥獣に加え、多様化する被害鳥獣への対応
- 鳥獣の保護及び管理の担い手の育成・確保
- 野生鳥獣に由来する感染症への対応

施策の方向

- 1 被害の防止の目的での捕獲についての許可基準の緩和**
 - ・ カモ類等一部鳥獣の許可期間及び頭数を緩和 など
カモ類 許可期間 30日⇒3ヶ月以内、捕獲数 100羽⇒被害防止のために必要な羽数
- 2 特定鳥獣（ニホンジカ・イノシシ）に対する管理計画の継続**
 - ・ 一部猟法の規制解除、特定休猟区内での可猟、狩猟期間の延長を継続
 - ・ 管理目標の設定による地域個体群管理等を推進
 - シカ推定生息頭数 89,000頭
 - 本計画期間内の目標 44,000頭
 - 最終生息目標 7,000頭
 - ・ 県による鳥獣の捕獲等を実施
 - ・ 生息状況調査 など
- 3 鳥獣保護管理の担い手育成の継続拡充**
 - ・ 農業系高校生ほか農業大学校、新規就農者、若手後継者グループ等への狩猟免許取得支援
 - ・ 銃猟免許取得者の確保・育成
 - ・ 認定鳥獣捕獲等事業者（法人）の確保 など
- 4 野生鳥獣に由来する感染症対策の継続拡充**
 - ・ 死亡野鳥、野生イノシシに対する監視体制の整備
 - ・ 野鳥、野生イノシシサーベイランスの実施
 - ・ 公衆、家畜衛生行政等部局と連携、情報共有体制の整備 など
- 5 生活域に及ぶ獣類対策の拡充**
 - ・ 市街地等に主没した際の関係者間の緊急行動体制の整備
 - ・ 出没抑制を図るため山際等での捕獲体制の整備 など

熊本県産あさりを守り育てる条例(案)

～概要～

報告事項・くらしの安全推進課

●背景

- ★熊本県産と偽装されたあさがりが全国に流通
- ★「熊本ブランド」全体への信頼を揺るがす危機

産地偽装根絶の取り組み

3原則

- ①産地偽装あさりの一掃
- ②徹底的な調査・取締まり
- ③純粋な県産あさりの流通戦略

★2月1日に県産あさりの緊急出荷停止宣言 ⇒ ★2月中旬の調査では熊本県産と表示されたあさりの販売の確認なし

産地偽装の根絶に向けた施策の構成

条例のポイント

ポイントⅠ (原則③)

魚場の保全・改善 + 県産あさりの育成

『あさり資源特別回復区域』を指定(13条)
[蓄養が行われている魚場]

『あさり資源育成促進区域』を指定(14条)
[県産あさり資源に注力する魚場]

■魚場環境保全策及び資源回復・育成策への支援(11条,12条)

- 稚貝保護のため被覆網等のソフト事業
- 覆砂実施等の公共事業
- 県水産研究センター、広域本部水産課からの技術指導等(15条)

ポイントⅡ (原則③)

適正な流通・販売

『熊本県産あさり販売協力店』の認証(16条)

○9月条例上の位置付け

- ・4月熊本モデル第1ステージで出荷再開
- ・6月熊本モデル第2ステージで本格出荷

○生産情報の発信(17条)

ポイントⅢ (原則①,②,③)

書面の備付け等

『入出荷記録等の備付けと保存』(18条,19条)

○保存期間は3年間

- ・入荷及び出荷伝票等
- ・養殖記録等

○勧告⇒公表、通報(20条,22条)

熊本県産及び有明海産等と表示したあさがり対象

関係法令等を最大限適用

(原則①,②,③)

- 食の安全安心の確保、環境保全等の施策
 - 産地偽装110番
 - 立入検査、制度啓発
- 漁業法、水協法等による管理・監督
 - 養殖実績の報告徴収
 - 養殖現場の確認
 - 漁場の有効活用指導
 - 適正な漁協運営の指導

国へ要望 (原則①,②)

- 農林水産省及び消費者庁
 - ・全国調査で判明した疑義案件の徹底的な調査・取締り
 - ・書類の保存義務化等

産地偽装の根絶の実現

目的 (1条)

本県水産業の振興

純粋な県産あさりを守り育て、適正に流通・販売

海域の環境保全と魚場の有効活用

安全安心な県産あさりの消費者への提供の実現

議案第10号 熊本県産あさりを守り育てる条例(案)の概要

議案書頁数〔条18〕

水産振興課

1 制定する条例の概要

本条例は、熊本県産あさりを守り育て、適正に流通させ、消費者に販売するための施策を総合的に講じるために必要な事項を定める。

2 条例の内容

- (1) 熊本県産あさりを守り育て、適正に流通させ、消費者に販売するという目的について定める。(第1条)
- (2) 熊本県産あさり、熊本県産あさりを守り育てる活動、水産物流通販売事業者等、用語の定義を定める。(第2条)
- (3) 県、漁業者、県民等がそれぞれの役割に応じて相互に連携し、及び協働すること、あさり資源を回復すること等、基本理念について定める。(第3条)
- (4) 県の責務について定める。(第4条)
- (5) 漁業者の責務について定める。(第5条)
- (6) 漁業協同組合の責務について定める。(第6条)
- (7) 熊本県漁業協同組合連合会の責務について定める。(第7条)
- (8) 水産物流通販売事業者の責務について定める。(第8条)
- (9) 県民の役割について定める。(第9条)
- (10) 市町村、他の都道府県及び国との連携等について定める。(第10条)
- (11) 海域の環境及び漁場の保全及び改善のための施策について定める。(第11条)
- (12) 熊本県産あさりの資源の保全及び回復のための施策について定める。(第12条)
- (13) あさり資源特別回復区域の指定について定める。(第13条)
- (14) あさり資源育成促進区域の指定について定める。(第14条)
- (15) 熊本県産あさりを守り育てる活動に関する調査研究及び技術開発等について定める。(第15条)
- (16) 熊本県産あさり販売協力店の認証について定める。(第16条)
- (17) 熊本県産あさりの生産情報の発信について定める。(第17条)
- (18) 熊本県産あさりの販売に係る書面の備付け等について定める。(第18条)
- (19) 熊本県産等表示あさりの販売等に係る書面の備付け等について定める。(第19条)
- (20) 勧告及び公表について定める。(第20条)
- (21) 環境保全及び食の安全安心施策との連携について定める。(第21条)
- (22) 熊本県産あさりを守り育てる活動を阻害する行為を行っている者等に関する情報を入手したとき等の通報について定める。(第22条)
- (23) その他この条例の施行に関し必要な事項の決定方法について定める。(第23条)
- (24) この条例は、上記(1)から(10)まで及び(18)から(23)までの規定は令和4年7月1日から、それ以外の規定は令和4年9月1日から施行する。(附則第1項)
- (25) 所要の経過措置を定める。(附則第2項)

第 10 号

熊本県産あさりを守り育てる条例の制定について

熊本県産あさりを守り育てる条例を次のように制定することとする。

令和4年6月3日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県産あさりを守り育てる条例

目次

第1章 総則（第1条—第10条）

第2章 熊本県産あさりの保全、育成及び販売に関する施策

第1節 熊本県産あさりの保全と育成に関する施策（第11条—第15条）

第2節 熊本県産あさりの普及及び販売に関する施策（第16条・第17条）

第3章 原産地の表示に関する施策（第18条—第20条）

第4章 雑則（第21条—第23条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、熊本県産あさりを県民を挙げて守り育て、適正に流通させ、消費者に販売するための基本理念を定め、並びに県、漁業者、漁業協同組合、熊本県漁業協同組合連合会及び水産物流通販売事業者の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、熊本県産あさりの保全、育成及び販売に関する施策並びに適正な原産地の表示に関する施策の基本となる事項を定めることにより、熊本県産あさりを守り育て、適正に流通させ、消費者に販売するための施策を総合的に講じることで、漁業者及び漁業協同組合が持続的にあさりの生産及び漁場の有効活用に取り組み、もって本県水産業の振興、海域の環境保全及び安全安心な熊本県産あさりの消費者への提供を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「熊本県産あさり」とは、熊本県の海域（漁業法（昭和24年法律第267号）第136条第1項の規定により農林水産大臣が定めた熊本県有明海区及び天草不知火海区の区域をいう。以下この項において同じ。）において着底した稚貝、熊本県の海域において着底して育った親貝を用いて国内において人工的に生産した稚貝その他熊本県産あさりの保全及び育成のために必要な稚貝として規則で定めるものから熊本県の海域において成長したあさりをいう。

2 この条例において「熊本県産あさりを守り育てる活動」とは、熊本県産あさりを育成するための海域の環境及び漁場の保全及び改善、熊本県産あさりの資源の保全及び回復、熊本県産あさりの適正な流通又は販売並びにその消費の拡大に資する取組の推進その他

の熊本県産あさりの振興に資する取組をいう。

3 この条例において「水産物流通販売事業者」とは、水産物の流通に関する事業を行う者又は販売の事業を行う者をいう。

4 この条例において「適正な流通又は販売」とは、熊本県産あさり（食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）第2条第1項第2号に規定する生鮮食品に該当するものに限る。第16条から第19条までにおいて同じ。）を適正に流通させ、消費者に販売するために入出荷の記録その他の規則で定める書面（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）を保存する措置を講じた流通又は販売をいう。

（基本理念）

第3条 熊本県産あさりを守り育てる活動の推進は、県、市町村、漁業者、漁業協同組合、熊本県漁業協同組合連合会、水産物流通販売事業者及び県民がそれぞれの役割に応じて相互に連携し、及び協働することを旨として、行われなければならない。

2 熊本県産あさりを守り育てる活動の推進は、あさが海域の環境改善の役割を果たしていることを踏まえ、あさりの資源を回復することを旨として、行われなければならない。

3 熊本県産あさりを守り育てる活動の推進は、漁業者、漁業協同組合、熊本県漁業協同組合連合会及び水産物流通販売事業者が、積極的に熊本県産あさりの生産及び生産されるあさりの流通又は販売に取り組むことができるようにするとともに、消費者が安心して熊本県産あさりを購入できるようにすることを旨として、行われなければならない。

4 この条例に基づく施策の推進は、海域はつながっていること及び各海域においては、あさり以外にもはまぐり等の採貝、のりの養殖その他の多様な漁業が営まれていることを踏まえ、本県の漁業振興を総合的に推進することを旨として、行われなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、熊本県産あさりを守り育てる活動に関する施策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 県は、熊本県産あさりを守り育てる活動に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（漁業者の責務）

第5条 漁業者は、基本理念にのっとり、熊本県産あさりを守り育てる活動の推進に主体

的に取り組むとともに、県が実施する熊本県産あさりを守り育てる活動に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

- 2 漁業者は、熊本県産あさりを守り育てる活動を阻害し、若しくは阻害するおそれのある行為を行い、又は他人に行わせてはならない。

(漁業協同組合の責務)

第6条 漁業協同組合は、基本理念にのっとり、漁業権の適切な行使及び管理を通じて熊本県産あさりを育成するための海域の環境及び漁場の保全及び改善並びにあさりの資源の保全及び回復を行うとともに、漁業者と協力して熊本県産あさりの適正な流通又は販売及びその消費の拡大に資する取組の推進に努めるものとする。

- 2 漁業協同組合は、熊本県産あさりを守り育てる活動を阻害し、若しくは阻害するおそれのある行為を行い、又は行わせてはならない。

(熊本県漁業協同組合連合会の責務)

第7条 熊本県漁業協同組合連合会は、基本理念にのっとり、熊本県産あさりを育成するための海域の環境の保全及び改善、あさりの資源の保全及び回復を行う漁業者及び漁業協同組合への支援を行うとともに、関係者と協力して熊本県産あさりの適正な流通又は販売及びその消費の拡大に資する取組を推進する責務を有するものとする。

(水産物流通販売事業者の責務)

第8条 水産物流通販売事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たり、消費者が安心して熊本県産あさりを購入できるよう、適正な流通又は販売を行うよう努めるものとする。

- 2 水産物流通販売事業者は、熊本県産あさりを守り育てる活動を阻害し、若しくは阻害するおそれがあると認められる行為を行い、又は他人に行わせてはならない。

(県民の役割)

第9条 県民は、熊本県産あさりを守り育てる活動に関する取組を尊重し、熊本県産あさりを消費するなど地産地消（くまもと地産地消推進県民条例（平成21年熊本県条例第8号）第2条第1号に規定する地産地消をいう。）の活動に努めるものとする。

(市町村、他の都道府県及び国との連携等)

第10条 県は、市町村が熊本県産あさりを守り育てる活動の推進に関する施策を策定し、又は実施しようとするときは、市町村に対して、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

- 2 県は、市町村に対し、県が行う熊本県産あさりを守り育てる活動の推進に関する施策への協力を求めることができる。

- 3 県は、県が行う熊本県産あさりを守り育てる活動に関して広域的な取組を必要とする施策について、市町村、他の都道府県及び国と連携して、その推進に努めるものとする。

第2章 熊本県産あさりの保全、育成及び販売に関する施策

第1節 熊本県産あさりの保全と育成に関する施策

(海域の環境及び漁場の保全及び改善のための施策)

第11条 県、漁業者、漁業協同組合及び熊本県漁業協同組合連合会は、熊本県産あさりを守り育てるため、海域の環境及び漁場の保全及び改善のために必要な施策を連携して講ずるものとする。

(熊本県産あさりの資源の保全及び回復のための施策)

第12条 県は、熊本県産あさりの資源の保全及び回復の推進を図るため、漁業者、漁業協同組合及び熊本県漁業協同組合連合会が行う熊本県産あさりの資源の保全及び回復の取組の支援に努めなければならない。

(あさり資源特別回復区域の指定)

第13条 知事は、規則で定めるところにより、令和4年2月1日において輸入あさりの蓄養（輸入したあさりを出荷調整用その他の目的のため、生きた状態のまま短期間一定の場所に保存することをいう。以下この項において同じ。）が行われていた共同漁業権（漁業法第60条第2項に規定する共同漁業権をいう。以下この条において同じ。）の漁場を管理する漁業協同組合が、当該漁場での輸入あさりの蓄養を行わず、熊本県産あさりの資源の保全及び回復に向けた集中的な取組を進める共同漁業権の漁場の全部又は一部を、期間を定めて、あさり資源特別回復区域として指定することができる。

2 前項の規定による指定は、知事が、指定を受けようとする共同漁業権の漁場の区域を管理する漁業協同組合の申請に基づき行うものとする。

3 第1項の規定による指定を受けようとする共同漁業権の漁場の区域を管理する漁業協同組合は、前項の申請をしようとするときは、あらかじめ、関係市町及び関係漁業協同組合に協議しなければならない。

4 知事は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨及びその区域を公示しなければならない。

5 知事は、第1項の規定により指定した区域において行われる熊本県産あさりの資源の保全及び回復に向けた取組を支援するものとする。

6 第2項から第4項までの規定は、第1項の規定による指定の変更について準用する。

7 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の規定による指定を解除することができる。

(1) 第1項の規定による指定を受けた共同漁業権の漁場の区域を管理する漁業協同組合（以下「区域指定組合」という。）から解除の申請があったとき。

(2) 区域指定組合が、虚偽の申請により指定を受けたとき。

(3) 区域指定組合が、県産水産物全体に対する信頼を損なう不公正な取引を行ったと

き。

- (4) 区域指定組合が、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (5) 区域指定組合が、熊本県産あさりを守り育てる活動を阻害する行為を行ったとき。
- (6) 知事が、指定の必要がなくなつたと認めるとき。

(あさり資源育成促進区域の指定)

第14条 知事は、規則で定めるところにより、熊本県産あさりを着実に出荷するため、熊本県産あさりの資源の保全及び育成を図ることが必要な漁場を、あさり資源育成促進区域として指定することができる。

- 2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、関係市町及び関係漁業協同組合の意見を聴かなければならない。
- 3 知事は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨及びその区域を公示しなければならない。
- 4 知事は、第1項の規定による指定をした区域において熊本県産あさりの資源の保全及び育成のために行われる取組を支援するものとする。
- 5 第2項及び第3項の規定は、第1項の規定による指定の変更又は解除について準用する。

(技術開発等)

第15条 県は、熊本県産あさりを守り育てる活動の効果的な推進を図るため、熊本県産あさりを守り育てる活動に関する調査研究及び技術開発、技術の普及指導、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

第2節 熊本県産あさりの普及及び販売に関する施策

(熊本県産あさり販売協力店の認証)

第16条 知事は、熊本県産あさりを適正に流通させ、販売をする流通体制を確保し、熊本県産あさりの普及と販売を促進するため、原産地を証明された熊本県産あさりを消費者に販売をする事業を行う者又はその設置する店舗を、熊本県産あさり販売協力店として認証することができる。

- 2 知事は、前項の規定による認証を行ったときは、その旨を公表するものとする。
- 3 第1項の規定による認証を受けた者又は同項の規定による認証を受けた店舗を設置する者(次条第2項において「協力店」と総称する。)は、規則で定めるところにより、知事に対し、熊本県産あさりの取扱量その他必要な事項を報告するものとする。
- 4 第1項の規定による認証の手續その他認証に関して必要な事項は、規則で定める。

(熊本県産あさりの生産情報の発信)

第17条 県は、消費者に対し、熊本県産あさりの原産地の情報を確認できる仕組みを周知するとともに、原産地に関する情報を発信するものとする。

- 2 協力店は、消費者に対し、熊本県産あさりの原産地に関する情報を積極的に提供するものとする。

第3章 原産地の表示に関する施策

(熊本県産あさりの販売に係る書面の備付け等)

第18条 熊本県産あさりの販売（食品表示法（平成25年法律第70号）第1条に規定する販売をいう。以下同じ。）をする水産物流通販売事業者は、販売をする熊本県産あさりに係る入出荷の記録その他の規則で定める書面を備え付けなければならない。

- 2 前項の書面は、規則で定めるところにより、3年間保存しなければならない。
- 3 知事は、この条例の施行に必要な限度において、熊本県産あさりの販売をする水産物流通販売事業者に対し、第1項の書面の提出を求めることができる。

(熊本県産等表示あさりの販売等に係る書面の備付け等)

第19条 熊本県産あさり以外のあさりであって、原産地として熊本県又は熊本県内の水域名、地域名若しくは水揚げした港名を表示するあさり（食品表示基準第2条第1項第2号に規定する生鮮食品に該当するものに限る。以下「熊本県産等表示あさり」という。）の販売をする水産物流通販売事業者は、販売をする熊本県産等表示あさりに係る入出荷の記録その他の規則で定める書面を備え付けなければならない。

- 2 熊本県産等表示あさりの養殖（漁業法第60条第2項に規定する区画漁業権に基づいて行うものをいう。以下この項において同じ。）をする事業者は、養殖に関する記録その他の当該熊本県産等表示あさりが熊本県産等表示あさりと表示することが適当であることを証明する規則で定める書面を備え付けなければならない。
- 3 前2項の書面は、規則で定めるところにより、3年間保存しなければならない。
- 4 前条第3項の規定は、第1項又は第2項の書面について準用する。

(勧告及び公表)

第20条 知事は、第18条第1項若しくは第2項、前条第1項から第3項までの規定に違反している者又は第18条第3項（前条第4項において準用する場合を含む。）の規定による求めを拒んだ者に対し、必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

- 2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が、その勧告に従わない場合は、規則で定めるところにより、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。
- 3 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表に係る者に対し、その旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第4章 雑則

(環境保全及び食の安全安心施策との連携)

第21条 県は、熊本県産あさりを守り育てる活動の推進に関する施策の実施に当たっては、環境保全及び食の安全安心施策と十分に連携を図りながら行わなければならない。

(通報)

第 2 2 条 県民は、次の各号のいずれかに該当するときは、県への通報その他の適切な措置を講じるよう努めるものとする。

- (1) 熊本県産あさりを守り育てる活動を阻害し、若しくは阻害するおそれのある行為を行っている者又はそれらの疑いのある者を発見したとき。
- (2) 熊本県産あさりを守り育てる活動を阻害し、若しくは阻害するおそれのある行為を行っている者又はそれらの疑いのある者に関する情報を入手したとき。
- (3) 熊本県産等表示あさりに関して、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反する行為を行っている者又はその疑いのある者を発見したとき。
- (4) 熊本県産等表示あさりに関して、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反する行為を行っている者又はその疑いのある者に関する情報を入手したとき。

2 県は、前項の通報を受けた場合には、必要な調査を行い、当該通報の内容が事実であると認めるときは、適切な措置をとるものとする。

(委任)

第 2 3 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例中、第 1 章、第 3 章及び第 4 章の規定は令和 4 年 7 月 1 日から、その他の規定は令和 4 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 第 2 章第 2 節の規定の施行の際現に熊本県産あさり販売協力店認証制度実施要項に基づき熊本県産あさり販売協力店の認証を受けている者又は熊本県産あさり販売協力店の認証を受けている店舗を設置する者については、第 1 6 条第 1 項の規定により認証を受けたものとみなす。

(提案理由)

漁業者及び漁業協同組合が持続的にあさりの生産及び漁場の有効活用に取り組み、もって本県水産業の振興、海域の環境保全及び安全安心な熊本県産あさりの消費者への提供を図るため、県が実施する施策等に関し必要な事項を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

「熊本県食品ロス削減推進計画」の策定について【ご報告】

消費生活課

1 策定の趣旨

食品ロス削減推進法に基づき、県内の食品ロス削減を総合的に推進し、持続可能な社会の実現を図るため、「熊本県食品ロス削減推進計画」を令和4年3月に策定した。

策定にあたっては、食品ロス削減業務に関わる庁内横断的な関係課による策定会議並びに外部有識者会議を設置し、各意見を徴しながら作業を進めるとともに、パブリックコメントにより県民の方々から広く意見を募った。

今後は、本計画に基づき、食品ロス削減に向けた取組を全庁的に連携して推進する。

2 計画期間

令和4年度（2022年度）～令和7年度（2025年度）の4ヶ年

3 計画の概要

(1) 計画策定の背景

- ① 世界の食料援助量の約1.4倍の食品ロス（約600万トン）が発生する国内の現状
- ② SDGs目標12<つくる責任 つかう責任>への位置付け
- ③ 食品ロス削減推進法の制定（令和元年）、基本的な方針の閣議決定（令和2年）

(2) 本県における課題（県民意識調査等から）

- ① 食品ロス削減に向けての消費者の意識改革と行動変容
- ② 納品期限の緩和等事業者の商慣習見直しに係る啓発
- ③ 県民や事業者の保有する余剰食品の有効活用

(3) 施策の展開

- ① 消費者や事業者の意識改革、行動変容の推進
- ② 発生抑制及び未利用食品の有効活用の促進
- ③ 上記2点を推進するための県民運動の機運醸成

<食品ロス削減のための重点的な4つの行動：四つ葉のクローバー運動>

- ・買物時の「てまえどり」行動
- ・外食時の「食べきり運動」の推進
- ・企業に呼び掛ける「フードドライブ」活動
- ・モニターを募った「食ロスチェック」の実施

(4) 計画の目標

- ① 食品ロス削減に取り組んでいない消費者の割合を（現状の19.8%から）10%以下
 - ② 食品ロス量を令和7年度までに6%削減（一人1日：83g → **78g**）
- ※長期的には国の目標を踏まえ、令和12年度（2030年度）までに18.5%削減し、**67g**を目指す。

<参考：国の目標との比較> 県では、より高い目標を目指す。

	① 取り組む消費者割合		② 食品ロス量 一人1日	
	現状	目標	現状	目標
県	80.2%	90%以上	83g	67g
国	76.6%	80%	130g	106g

※県は既に国の①目標を超えており、取り組んでいない消費者を減らす趣旨で目標を設定。

熊本県食品ロス削減推進計画概要

第1章 食品ロス削減推進計画について

1 計画策定の背景

(1) 食品ロスを取り巻く現状

- ・我が国の食品ロス発生量は年間600万トン（世界の食料援助量約420万トンの約1.4倍）
- ・食品ロスは、食料及びその生産に費やす資源等を無駄にし、廃棄過程で環境に負荷

(2) 食品ロス削減の意義

- ① 世界の動き：SDGs（持続可能な開発目標）
食品ロス削減は、「目標12：つくる責任 つかう責任」に位置付け
- ② 国の動き：「食品ロスの削減の推進に関する法律」制定[令和元(2019)年10月]
「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」閣議決定[令和2(2020)年3月]

国民1人当たり食品ロス量

1日約130g
※ 茶碗約1杯分のご飯の量に相当
年間約47kg



環境省資料



<国の目標>

- ・食品ロスを家庭系、事業系ともに令和12(2030)年度までに平成12(2000)年度比で半減
平成12(2000)年度 ⇒ 令和3(2021)年度 ⇒ 令和12(2030)年度
980万トン ⇒ 600万トン ▲18.5% 489万トン
- ・食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%

一人1日当たり約106g

2 計画の基本的な考え方

- (1) 趣旨：食品ロス削減を総合的に推進し、持続可能な社会の実現を目指す
- (2) 検討体制：熊本県食品ロス削減推進に関する有識者会議(庁外)、計画策定会議(庁内)
- (3) 位置付け：食品ロス削減推進法第12条第1項（都道府県食品ロス削減推進計画）
消費者教育*推進法第2条第2項（消費者市民社会の形成）
※「消費者教育」消費者の権利として、その自立支援のために行われる消費生活に関する教育（法第1条2条）
・第4次熊本県消費者施策の推進に関する基本計画
・第5期熊本県廃棄物処理計画
・第6次熊本県環境基本計画
- (4) 計画期間：令和4年度(2022年度)～令和7年度(2025年度)（4カ年）

第2章 熊本県における食品ロス等の現状と課題

1 熊本県の食品ロス発生状況(年間推計)

- ・食品ロス量 52,928トン
 - 家庭系：32,351トン
 - 事業系：20,577トン
- 特徴
 - ✓全国推計より少ない
 - ✓家庭系が事業系より多い

県民1人当たり食品ロス量

1日約83g
※ 目安は小さなおにぎり1個分の量
年間約30.1kg



2 食品ロス削減意識調査結果等

- [消費者] 意識して行っている率 80.2%
- [事業者] 「食品ロス」知っていた 94.0%
- ※事業者の意見
- ・商品管理や商慣習の改善は、サプライチェーン全体の課題
 - ・商慣習改善には消費者の理解も必要
- [有識者会議意見]
- ・自己の消費行動を見直す行動変容が必要
 - ・消費者は、賞味期限や消費期限等の科学的根拠を知ることが必要
 - ・食品ロス削減は、環境、経済問題という認識が必要
 - ・食品が必要な人に、食品を届ける仕組みの充実が必要 等

行っていない理由
(上位抜粋)

- ✓「購入」「調理」「管理」をどうすればよいか分からない
- ✓「関心がない」

(消費者)食品ロス削減を
意識して行っているか

行っていない 19.8%

行っている 80.2%

《課題から見える方向性》

- 食品ロス削減の意義浸透が必要
- 具体的行動の実践が必要
- 県民総参加の取組が必要

3 本県の課題

- ・消費者の食品ロス削減に関する意識改革・行動変容(若年層の関心・取組率向上、行動につながるきっかけづくり、事業者の取組への理解等)
- ・事業者の納品期限の緩和等商慣習見直しに係る普及啓発
- ・県民や事業者が所有する余剰食品を必要とする支援団体に届け、食品の有効活用ができる仕組みの充実

第3章 本県の目標

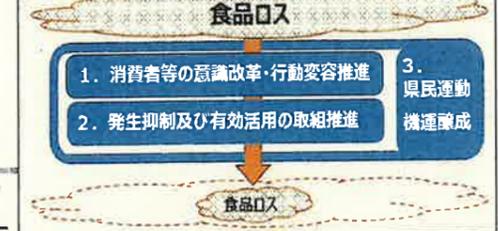
1 目指す姿

つくる人、つかう人、みんなで協力、みんなで削減、食品ロス！

2 取組の方向性

- 意義の浸透 ➡ (1)消費者等の意識改革・行動変容推進
- 具体的行動の実践 ➡ (2)発生抑制及び有効活用の取組推進
- 県民総参加の取組 ➡ (3)県民運動の機運醸成

【イメージ図】



3 計画の目標

<県の目標>

- ・食品ロス削減に取り組んでいない消費者の割合を10%以下
- ・食品ロス量を計画期間内(4年間)に、3,176トン(▲6%)削減

令和7(2025)年度 49,752トン
(一人1日当たり約78g [5g削減])

長期的には 令和3(2021)年度 52,928トン ⇒ 令和12(2030)年度 43,136トン ▲18.5%



第4章 食品ロス削減推進に関する施策の展開

1 各主体の役割

消費者	・食品ロス削減の必要性について理解を深め、日常生活の中で行動に移す。
事業者	・食品ロス発生状況を認識し、商慣習の見直し検討等削減に向けてサプライチェーン全体で取り組む。
県	・上記方向性に沿って各施策に取り組み、県民運動を推進する。
市町村	・国、県計画を踏まえ、地域に応じた計画を策定し、食品ロス削減を推進する。
関係団体	・食品ロス削減の必要性について理解を深め、関係機関と連携し普及啓発活動等に取り組む。

2 県の推進施策

方向性	取組内容
(1) 消費者等の意識改革・行動変容推進	●食品ロス削減に係る消費者教育・普及啓発(買い物時の「てまえどり」行動の推進)、広報の実施 等
(2) 発生抑制及び有効活用の取組推進	●事業者等と連携した発生抑制等に関する施策の推進(外食時の「食べきり運動」の推進) ●ホームページによる情報提供、県内企業に呼びかける「フードドライブ」活動推進等、未利用食品等を提供するための活動支援
(3) 県民運動の機運醸成(連携推進)	●県計画に基づく各主体の連携した取組(消費者からモニターを募った調査等)の推進 ●食品ロス削減に向けた情報の収集・共有

4つの行動を食品ロス削減アクション「四つ葉のクローバー運動」として重点的に推進します

- ①「てまえどり」推進 ②「食べきり運動」推進 ③「フードドライブ」活動推進 ④「食ロスチェック」実施



第5章 計画の推進に向けて

推進に向けた連携・協力

- ・「熊本県食品ロス削減推進会議(庁内・仮称)」において協議、調整を図り、各界団体で構成される「熊本県ごみゼロ推進県民会議」等と連携して、県民一体となって食品ロス削減に取り組めます。

計画の進行管理

- ・推進施策の進行状況を毎年度検証し、消費生活審議会等に報告、意見を求めPDCAマネジメントで必要に応じて見直し等を実施します。

熊本県中小企業振興基本条例に基づく取組みについて(概要)

経済環境常任委員会報告事項
令和4年6月16日
商工政策課

令和3年度の主な取組みの成果

I 熊本地震及び令和2年7月豪雨災害からの復旧・復興の推進

【熊本地震からの復旧・復興の推進】

○被災した中小企業者等グループの施設等の復旧に対し、グループ補助金を交付（申請件数(予定を含む)4,707件、H28～R3交付決定数:4,698件、事業完了:4,697件、99.8% 交付決定額:約1,342億円、交付済額:約1,267億円）

○被災した中小企業者等の資金繰り支援（R3融資件数:35件、融資額:約4.6億円）

【令和2年7月豪雨災害からの復旧・復興の推進】

○被災した中小企業者等の施設等の復旧に対し、なりわい再建支援補助金を交付（R2～R3交付決定数:500件、事業完了:325件、65.0% 交付決定額:約216億円、交付済額:約41億円）

○商工関係団体が支援する被災した小規模事業者の販路開拓等に対し、くまもと型補助金を交付（熊本地震被災事業者を含め、申請件数:41件、採択件数:25件）

II 新型コロナウイルス感染症への対応

○売上が減少している中小企業者等の資金繰り支援（R3融資件数:1,101件、融資総額:約124億円）

○新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく、時短要請に応じた中小企業等に対して協力金を支給（時短要請協力金支給件数:27,780件）

○売上が減少している中小企業等に対して、事業継続・再開支援一時金を交付（交付件数:7,146件）

○中小企業者等の経営力強化のため、環境変化に応じたビジネスモデルの再構築に係る取組みを支援（補助件数:79件）

○従業員を休業させ、雇用維持を図る中小企業等に対して、雇用維持奨励金を支給（支給件数:764件）

○商店街組織等が実施するにぎわい回復に向けた取組みを支援（補助件数:40件、補助金額:49,873千円）

○県内中小企業等におけるテレワークの導入促進を図るために、県内ICT関係団体との連携によるICTツールの導入支援を実施（支援件数:203件）

○認証制度の基準に沿った衛生管理設備等の導入等に取り組む飲食店を支援（補助件数:2,902件）

○新型コロナウイルス感染症拡大等の影響で落ち込んだ観光産業の回復を図るため、県内旅行助成事業「くまもと再発見の旅」を実施（利用人数:延べ504,399人）

○県産品の消費回復とPRを図るため、県物産館のECサイトにて「くまモンのふるさとよかもんキャンペーン」を実施

○宿泊施設を対象に、感染症対策や、ポストコロナも見据えた前向きな投資を支援（補助件数:666件、補助金額:約13億円）

令和4年度の主な取組み

I 熊本地震及び令和2年7月豪雨災害からの復旧・復興の推進

【熊本地震からの復旧・復興の推進】

○被災した中小企業等グループの施設・設備の復旧に対しグループ補助金を交付するとともに、中小企業診断士等の専門家により個々の事業者の経営課題に対応した支援を実施

【令和2年7月豪雨災害からの復旧・復興の推進】

○被災した中小企業等の復旧支援としてなりわい再建支援補助金を交付するとともに、中小企業診断士等の専門家により個々の事業者の経営課題に対応した支援を実施

○商工関係団体が支援する被災した小規模事業者の販路開拓等に対し、くまもと型補助金を交付

○球磨川流域市町村に事業所等を新設・増設する企業の補助要件を緩和

○醸造食品業の創造的復興に向け、収集微生物を利用した新商品開発を支援

○被災地が安心して今後の展望を描けるように、プロモーションや観光客受入環境整備等を支援

○球磨焼酎の創造的復興に向け、関係機関と連携し、商品開発、認知度向上、販路拡大等の取組みを展開

II 新型コロナウイルス感染症への対応

○売上が減少している中小企業者等への資金繰り支援（融資枠:95億円）

○中小企業診断士等の専門家により個々の事業者の経営課題に対応した支援を実施

○新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少している中小企業者等に対して、事業復活おうえん給付金を交付

○水際対策の強化により生じている外国人材（技能実習・特定技能）を受け入れる際の追加的経費（宿泊費等）について補助

○ポストコロナを見据えた商店街の機能再構築やにぎわい回復の取組みを支援

○国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を踏まえた県内統一の基準による飲食店認証制度を継続

○認証制度の基準に沿った衛生管理設備等の導入等に取り組む飲食店を支援

○新型コロナウイルス感染症拡大等の影響で落ち込んだ観光産業の回復を図るため、県内旅行助成事業を実施

○サプライチェーンの再構築を図るため、企業立地促進補助金等の補助率を最大2倍に引き上げ、本県に設備投資を行う企業を支援

○廃業事業者の事業承継や再チャレンジを契機とした販路開拓や生産性向上等に向けた取組みを支援

○売上げ又は営業利益が減少したものづくり産業を対象に、生産現場のデジタル化推進に必要な機器の整備を支援

熊本県中小企業振興基本条例に基づく取組みについて

熊本県中小企業振興基本条例に基づく取組みについては、次のとおりです。

令和3年度の主な取組みの成果

I 条例の周知、受注機会の増大等

- ・ 庁内各課へ本条例を周知するとともに、県が発注する工事、物品、役務に係る中小企業の受注機会の拡大を要請した。【商工政策課】
- ・ 新たな事業分野の開拓を図る事業者が新たに開発した製品を認定（認定企業：6社、認定商品：6品）し、認定事業者の販路拡大等に繋げ、新規事業への取組み意欲の高揚を図った。【産業支援課】

II 中小企業振興に関する基本方針に基づく取組み

1 産業の高付加価値化及び新たな産業の創出の促進

- ・ 地域において高い付加価値（年間付加価値額10億円以上）を生み出すリーディング企業創出の加速化を図るため、県、産業支援機関等が連携して、総合的かつ継続的に支援した。（育成企業認定数：リーディング育成企業3社、サブ・リーディング育成企業5社）【産業支援課】
- ・ 新たな成長産業の創出につながるベンチャー企業等の取組みを支援するために設立した「熊本県次世代ベンチャー創出支援コンソーシアム」のコンテストにおいて24社・チームを発掘した。【産業支援課】

2 中小企業者の経営の革新の促進

- ・ 地域企業の「攻めの経営」や経営改善への意欲を喚起し、必要となる「プロフェッショナル人材」の獲得を支援するために設置した「プロフェッショナル人材戦略拠点」において、経営者の立場に寄り添った、対話重視のサポートを行った。（相談件数：311件、成約件数：90件）【産業支援課】
- ・ （公財）くまもと産業支援財団が実施する販路拡大支援や、企業からの相談に応じた専門家派遣（延べ28企業、94回）等に対する助成を行い、中小企業の経営支援に取り組んだ。【産業支援課】

3 中小企業者の経営基盤の強化に必要な経営資源の確保

- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく、休業・時短要請に応じた事業者に対して協力金を支給した。（時短要請協力金支給件数：飲食店27,604件、大規模施設等176件）【商工政策課】
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で30%以上50%未満減少している中小企業等に対して、事業継続・再開支援一時金を交付した。（交付件数：

- 7, 146 件) 【商工振興金融課】
- 熊本地震で被災した中小企業等グループの施設・設備の復旧に対する補助を実施した。(申請件数(予定を含む)4, 707 件、H28~R3 交付決定数:4, 698 件、事業完了:4, 697 件 99.8% 交付決定額:約 1, 342 億円、交付済額:約 1, 267 億円) 【商工振興金融課】
 - グループ補助金等を受けて施設・設備の復旧等を行う場合に、中小企業基盤整備機構及び県が財源を負担し、(公財) くまもと産業支援財団から長期・無利子の貸付を行った。 【商工振興金融課】
 - 熊本地震、令和 2 年 7 月豪雨災害及び新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、売上等が減少している中小企業者等への資金繰り支援を実施した。(融資件数:1, 136 件、融資額:約 129 億円) 【商工振興金融課】
 - 令和 2 年 7 月豪雨で被災した中小企業者等の施設等の復旧に対し、なりわい再建支援補助金を交付した。(R2~R3 交付決定数: 500 件、事業完了:325 件 65.0% 交付決定額:約 216 億円、交付済額:約 41 億円) 【商工振興金融課】
 - 令和 2 年 7 月豪雨災害及び新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた中小企業者の経営力強化のため、環境変化に応じたビジネスモデルの再構築に係る取組みを支援した。(補助件数: 79 件) 【商工振興金融課】
 - 認証制度の基準に沿った衛生管理設備等の導入等に取り組む飲食店を支援した。(補助件数: 2, 902 件) 【観光交流政策課】
 - 県が主体となって被災地の合意形成を図りながら、より実効性の高いプロモーションや観光客受入環境整備等きめ細やかな支援を展開した。 【観光企画課】

4 自然的経済的社会的条件からみて一体である地域における、同種の事業又はこれと関連性の高い事業を行う事業者の有機的な連携の促進及び産業の集積化

- 新たな商品開発や販路開拓等に取り組む事業者等に対して、農商工連携による商品開発、テストマーケティング、県外で実施する商談会への出展等に係る経費の一部を補助した。(補助件数・金額: 7 件・2, 126 千円) 【販路拡大ビジネス課】

5 研究開発及び事業活動を担うべき人材の育成及び確保

- 熊本、東京、大阪、福岡に設置している「熊本県U I J ターン就職支援センター」で、U I J ターン就職者や県内事業所のマッチングを支援した。(U I J ターン就職決定者数: 98 名) 【商工政策課】
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、従業員を休業させ、雇用維持を図る中小企業等に対して、雇用維持奨励金を支給した。(支給件数:約 764 件) 【労働雇用創生課】
- 就職氷河期世代の社会的、職業的な自立に繋げるために、オンライン相談等を実施した。(オンライン相談件数: 483 件) 【労働雇用創生課】
- 県内に就職する若者の奨学金等を支援する「ふるさとくまもと創造人材奨学金返還等サポート制度」を実施した。(参加企業: 109 社) 【企画課】
- 県内企業における女性の活躍を推進するために、女性リーダー養成講座を実施した。(参加者数: 80 名) 【男女参画・協働推進課】
- キャリア教育推進のため、県立高校(全日)35 校でインターンシップを実施した。 【高校教育課】

6 中小企業における研究開発の推進及びその成果の普及並びに産学行政の連携の推進

- ・ 社内イノベーションを活性化するため、社内イノベータ候補に対して、専門知識の講義を行うとともに、新事業企画のプロセスを習得するためのワークショップ等を開催した。(参加者:12名) 【産業支援課】
- ・ 県内事業所等からの技術相談に対応し、依頼試験等により当該事業所が抱える技術的問題の解決を支援した。(技術相談件数:5,156件、依頼試験件数:1,905件) 【産業技術センター】

7 環境と調和のとれた産業活動の持続的な発展の促進

- ・ 産業廃棄物の排出抑制、再使用及び再利用等を促進するため、施設整備を行う事業者等に補助を行った。(補助件数:2件) 【循環社会推進課】

8 中小企業者の振興に資する企業立地の促進

- ・ 新規雇用を伴う工場等の新設・増設を計画する地場企業に対し、補助金の交付を行った。(補助件数:10件) 【産業支援課】
- ・ フードバレー構想による県南地域の活性化を推進するため、食品関係企業の誘致に取り組んだ。(H24~R3 誘致件数:56件(うち県南地域 13件)) 【企業立地課】

9 中小企業者が国内外に向けて実施する事業活動で、地域の多様な資源、特性等を生かして行うものの促進

- ・ 企業向け相談窓口「熊本県外国人材受入支援センター」において、外国人労働者の雇用等に関する各種相談に対応した。(相談件数:311件) 【労働雇用創生課】
- ・ 地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、経済的波及効果がある事業計画を地域未来牽引事業計画として承認し、設備投資等への減税措置等の支援を行った。(R3 承認件数:16件) 【産業支援課】
- ・ 熊本港及び八代港の利便性、認知度向上への取組みにより、コンテナ取扱量の拡大を推進し、特に八代港では過去最高の取扱量を記録した。(コンテナ取扱量 熊本港:8,516TEU、八代港:26,975TEU) 【企業立地課】
- ・ 県内宿泊事業者が行う、新型コロナウイルス感染症対策や、ポストコロナも見据えた前向きな投資を支援した。(補助件数・金額:666件、1,282,182千円) 【観光企画課】
- ・ 令和2年7月豪雨災害及び新型コロナウイルス感染症拡大の影響で落ち込んだ観光産業の回復を図るため、県内旅行助成事業「くまもと再発見の旅」を実施した。(利用人数:延べ504,399人) 【観光振興課】
- ・ 豪雨被災地域の民間事業者等が取り組む新たな消費機会となる観光商品・メニュー開発等を支援した。(支援件数:7件) 【観光振興課】
- ・ 県産品の消費回復とPRを図るため、県物産館のECサイトにて「くまモンのふるさとよかもんキャンペーン」を実施した。 【販路拡大ビジネス課】
- ・ 県産品の販路拡大を図るため、商工団体と農業団体が連携し物産フェアを開催した。 【販路拡大ビジネス課】

10 安心して子どもを生み、育てることができる雇用環境の整備

- ・ 子育てを応援する店舗・企業などを応援団として登録し、子育て応援の機運醸成に取り組んだ。(子育て中の従業員を応援する企業の登録累計件数:1,249件) 【子ども未来課、労働雇用創生課】
- ・ 企業のトップが自ら仕事と生活の充実に取り組むとともに、従業員の仕事と生活の

充実も応援する「よかボス宣言」を行う「よかボス企業」として登録し、普及啓発に取り組んだ。(よかボス宣言企業数:915社) 【子ども未来課】

11 女性、青年、高齢者等誰もが安心して働き、活躍することができる雇用環境の整備

- 働く人がいきいきと輝き、安心して働き続けられる「ブライ企業」を新たに50社(累計318社)認定、学生・保護者向けガイドブックや動画の作成によるPRを行うとともに、オンライン・対面による合同企業同説明会等を実施した。(説明会開催回数:4回、参加者数:延べ151社、1,592名) 【労働雇用創生課】
- 労働環境の改善を図るため、専門家を派遣し、ハラスメント対策を含めた労働環境改善のためのセミナーを実施した。(派遣社数:9社) 【労働雇用創生課】
- 障がい者の就業及び職場定着の促進を図るため、県内6か所に設置した「障害者就業・生活支援センター」において、障がい者の就業相談や職場定着支援等を行った。(一般企業への就職者数:276名) 【労働雇用創生課】
- 県内企業等におけるテレワークの導入促進を図るため、ICTツールの導入支援を行った。(支援件数:203件) 【労働雇用創生課】
- 熊本県総合福祉センターに高齢者無料職業紹介所を設置するとともに、各地域振興局に高齢者能力活用推進員を配置し、高齢者の就労支援と求人開拓を行う(一財)熊本さわやか長寿財団の活動を支援した。(高齢者無料職業紹介所による就職者数:281名) 【高齢者支援課】
- 企業における女性の活躍を推進するために、「企業トップセミナー」を実施した。(参加者数:120名) 【男女参画・協働推進課】
- 男女共同参画の取組みを促進するため、男女共同参画の推進に積極的に取り組んでいる事業者の表彰を行った。(表彰事業者数:4社) 【男女参画・協働推進課】

Ⅲ 小規模事業者に関する取組み

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた商店街組織等が実施するにぎわい回復に向けた取組みを支援した。(補助件数・金額:40件・49,873千円) 【商工振興金融課】
- 商工会・商工会議所等において、金融、税務、経理、労務等の様々な相談への対応や専門家派遣等を実施し、小規模事業者等の経営改善等を支援した。 【商工振興金融課】
- 熊本地震や令和2年7月豪雨災害の影響を受けた小規模事業者等に対して、商工会等が作成する経営支援プログラムと事業者が作成する経営力向上計画や経営革新計画等を踏まえ、販路開拓や生産性向上等に向けた取組みを支援した。(補助件数:25件) 【商工振興金融課】
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている小規模事業者等に対して、商工団体等支援機関が専門家等を活用し、事業者の実情に応じたきめ細かで専門的な支援を行うための取組みを支援した。(専門家活用数延べ1,151名、相談件数:延べ2,519件) 【商工振興金融課】
- よろず支援拠点との連携等により、小規模事業者の課題解決を支援(相談対応件数:310件)するとともに、各種専門家で構成されるサポートチームによる支援を実施した。(サポートチーム運営件数:8件) 【産業支援課】

令和4年度主な取組み

I 条例の周知、受注機会の増大等

- ・ 庁内各課等へ本条例を周知するとともに、県が発注する工事、物品、役務に係る中小企業の受注機会の拡大を要請する。【商工政策課】
- ・ 新たな事業分野の開拓を図る事業者が新たに開発した製品を認定し、認定事業者の販路拡大等に繋げ、新規事業への取組み意欲の高揚を図る。【産業支援課】

II 中小企業振興に関する基本方針に基づく取組み

1 産業の高付加価値化及び新たな産業の創出の促進

- ・ 地域において高い付加価値（年間付加価値額10億円以上）や労働生産性を生み出すリーディング企業創出の加速化を図るため、県、産業支援機関等が連携して、集中的に支援する。【産業支援課】
- ・ 「熊本県次世代ベンチャー創出支援コンソーシアム」により、ビジネスプランコンテストの開催、創業初期のベンチャーが必要とする研究開発等の事業化可能性調査などを実施する。【産業支援課】

2 中小企業者の経営の革新の促進

- ・ 「プロフェッショナル人材戦略拠点」において、経営者との丁寧な対話を通じて、地域企業の「攻めの経営」や経営改善への意欲を喚起するとともに、一部費用を助成し、副業・兼業を含めた様々な働き方による「プロフェッショナル人材」の獲得を支援する。【産業支援課】
- ・ （公財）くまもと産業支援財団を通じて、販路拡大支援や、企業からの相談に応じた専門家派遣等に対する助成を行い、中小企業の経営支援に取り組む。【産業支援課】

3 中小企業者の経営基盤の強化に必要な経営資源の確保

- ・ 国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を踏まえた県内統一の基準による飲食店認証制度を継続する。【商工政策課】
- ・ 熊本地震で被災した中小企業者等グループの施設・設備の復旧に対する補助を行う。【商工振興金融課】
- ・ グループ補助金等を受けて施設・設備の復旧等を行う場合に、中小企業基盤整備機構及び県が財源を負担し、（公財）くまもと産業支援財団から長期・無利子の貸付を行う。【商工振興金融課】
- ・ 熊本地震、令和2年7月豪雨災害及び新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、売上が減少している中小企業者等への資金繰り支援を実施する。（融資枠:155億円）【商工振興金融課】
- ・ 「なりわい再建支援補助金」により、令和2年7月豪雨災害で被災した中小企業者等の施設・設備に対する補助を行う。【商工振興金融課】
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少している中小企業者等に対して、事業復活おうえん給付金を交付する。【商工振興金融課】
- ・ 豪雨被災地をはじめ、コロナ禍の個々の事業者の経営課題に応じて、中小企業診断士等の専門家を活用した支援を実施する。【商工振興金融課】
- ・ 熊本県中小企業団体中央会が実施する支援事業に要する経費を補助することによ

- り、中小企業の連携を促進し、経営基盤の強化を図る。【商工振興金融課】
- ・ 認証制度の基準に沿った衛生管理設備等の導入等に取り組む飲食店を支援する。【観光交流政策課】
- ・ 令和2年7月豪雨災害の被災地が安心して、今後の展望を描けるよう、より実効性の高いプロモーションや観光客受入環境整備等きめ細やかに支援する。【観光企画課】

4 自然的経済的社会的条件からみて一体である地域における、同種の事業又はこれと関連性の高い事業を行う事業者の有機的な連携の促進及び産業の集積化

- ・ 県内事業者が農商工連携により実施する商品開発、テストマーケティングや県外で開かれる見本市・商談会等への出展経費の一部を補助する。【販路拡大ビジネス課】

5 研究開発及び事業活動を担うべき人材の育成及び確保

- ・ 「熊本県UIJターン就職支援センター」において、UIJターン就職者と県内事業所のマッチングを実施する。【商工政策課】
- ・ 若年層の総合的な就職支援を行う「ジョブカフェくまもと」で就職関連情報の提供やカウンセリング等の就職支援を行う。【労働雇用創生課】
- ・ 就職氷河期世代の社会的、職業的な自立に繋げるために、当該世代を採用する企業の増加に向け、業務の切り出しや啓発、職場環境支援を実施するとともに、オンライン相談等を実施する。【労働雇用創生課】
- ・ 若者の県内就職を後押しする奨学金返還やUターン等の支援のため、「ふるさとくまもと創造人材奨学金等サポート制度」を実施し、熊本の次代を担う人材の確保を図る。【企画課】
- ・ 県内企業における女性の活躍を推進するために、女性リーダー養成講座を実施する。【男女参画・協働推進課】
- ・ 生徒が望ましい勤労観・職業観、実地的な知識・技術を身に付け、自己の職業適性や将来設計について主体的に考えるとともに、責任ある行動を取りながら、社会に貢献する人材の育成を図るため、全ての県立高校（全日・定時）でインターンシップを実施する。【高校教育課】

6 中小企業における研究開発の推進及びその成果の普及並びに産学行政の連携の推進

- ・ 県内企業の社内イノベータ候補に対する人材育成・教育プログラムを実施し、社内イノベーションを活性化するエコシステムの形成を図る。【産業支援課】
- ・ 県内中小企業を中心とした連携体の構築や事業化プランの策定、販路開拓を支援するためのコーディネーターを配置するとともに、海外展開等においては、専門知識を有するアドバイザーによる伴走支援を行う。【産業支援課】
- ・ 県内企業のDXの導入及び定着を推進するために、DX（IoT、AI、ロボット等）の導入等に積極的な企業を伴走型により支援する。【産業技術センター】
- ・ 令和2年7月豪雨災害で被害を受けた醸造食品企業の食品再現や創造的復興に向け、収集微生物を利用した新商品開発を支援する。【産業技術センター】

7 環境と調和のとれた産業活動の持続的な発展の促進

- ・ 産業廃棄物の排出抑制、再使用及び再利用等を促進するため、研究・技術開発及びリサイクル施設整備について補助するとともに、県内で製造されたリサイクル製品の認証・周知を行う。【循環社会推進課】

8 中小企業者の振興に資する企業立地の促進

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響によるサプライチェーンの再構築を図るため、地場企業立地補助金及び企業立地促進補助金の補助率を最大2倍に引き上げ、本県に設備投資を行う企業を支援する。【産業支援課、企業立地課】
- ・ 令和2年7月豪雨災害で被災した球磨川流域市町村等の創造的復興を強力に後押しするために、当該市町村に事業所等を新設・増設する企業の補助要件を緩和する。【産業支援課、企業立地課】
- ・ フードバレー構想による県南地域の活性化を推進するため、食品関連企業の誘致に取り組む。【企業立地課】

9 中小企業者が国内外に向けて実施する事業活動で、地域の多様な資源、特性等を生かして行うものの促進

- ・ 「熊本県外国人材受入支援センター」において、雇用等に関する各種相談に対応する。【労働雇用創生課】
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大による水際対策の強化により生じている外国人材(技能実習・特定技能)を受け入れる際の追加的経費(宿泊費等)について補助する。【労働雇用創生課】
- ・ 地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、経済波及効果がある事業計画を地域未来牽引事業計画として承認し、事業に伴う設備投資等を減税措置等により支援する。【産業支援課】
- ・ 熊本港及び八代港の利便性、認知度向上に取り組み、両港の利活用促進等を図る。【企業立地課】
- ・ 令和2年7月豪雨災害及び新型コロナウイルス感染症拡大の影響で落ち込んだ観光産業の回復を図るため、県内旅行助成事業「くまもと再発見の旅」を実施するとともに、終了後も引き続きGoToトラベルなど切れ目ない旅行需要喚起策を展開する。【観光振興課】
- ・ 令和2年7月豪雨被災地域の民間事業者等が取り組む新たな消費機会となる観光商品・メニュー開発等を支援する。【観光振興課】
- ・ 県産品の販路拡大を図るため、商工団体と農業団体が連携した物産展の開催や、大都市圏の百貨店等を対象とした商談会を開催する。【販路拡大ビジネス課】
- ・ 令和2年7月豪雨災害により被災した球磨焼酎の創造的復興に向け、球磨焼酎酒造組合等の関係機関と連携し、商品開発、認知度向上、販路拡大等の総合的な取組みを展開する。【販路拡大ビジネス課】

10 安心して子どもを生み、育てることができる雇用環境の整備

- ・ 子育てを応援する店舗・企業などを応援団として登録の推進を図り、子育て応援の機運醸成を図る。【子ども未来課、労働雇用創生課】
- ・ 企業のトップが、自ら仕事と生活の充実に取り組むとともに、社員の仕事と生活の充実を応援する「よかボス宣言」を行う「よかボス企業」等の普及促進を図る。【子ども未来課】

11 女性、青年、高齢者等誰もが安心して働き、活躍することができる雇用環境の整備

- ・ 働く人がいきいきと輝き、安心して働き続けられる「ブライト企業」を認定するとともに、若者の県内就職を促進するために、ブライト企業の魅力を発信する。

- 【労働雇用創生課】

・ 誰もが働きやすい職場づくりを推進し、ワークライフバランスの実現など就労環境の向上を支援するとともに、企業の人事・労務担当者等を対象とした労働問題講習会の開催や「勤労者セミナー」等を実施する。 【労働雇用創生課】
- ・ 障がい者の就業及び職場定着の促進を図るため、「障害者就業・生活支援センター」において、障がい者の就業相談、職場定着を支援する。 【労働雇用創生課】
- ・ 高齢者の就業機会の確保のため、(一財)熊本さわやか長寿財団の活動を支援する。 【高齢者支援課】
- ・ 企業における女性の活躍を推進するために、「企業トップセミナー」を実施する。 【男女参画・協働推進課】
- ・ 男女共同参画の取組みを促進するため、男女共同参画の推進に積極的に取り組んでいる事業者の表彰を実施する。 【男女参画・協働推進課】

Ⅲ 小規模事業者に関する取組み

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた商店街組織等が実施するにぎわい回復に向けた取組みを支援する。 【商工振興金融課】
- ・ ポストコロナを見据え、商店街における新たな魅力の向上、機能の再構築を図る取組みを支援する。 【商工振興金融課】
- ・ 商工会・商工会議所等において、金融、税務、経理、労務等の様々な相談への対応や専門家派遣等を実施し、小規模事業者等の経営改善等を支援する。 【商工振興金融課】
- ・ 熊本地震や令和2年7月豪雨災害の影響を受けた小規模事業者等に対して、商工会等が作成する経営支援プログラムと事業者が作成する経営力向上計画や経営革新計画等を踏まえた販路開拓や生産性向上等の取組みを支援する。 【商工振興金融課】
- ・ デジタル化による生産性向上等を図る小規模事業者等に対し、専門家を活用した支援を実施する。 【商工振興金融課】
- ・ 廃業事業者の事業承継や再チャレンジを契機とした販路開拓や生産性向上に向けた取組みについて、経費の一部を支援する。 【商工振興金融課】
- ・ よろず支援拠点において県内小規模事業者等の活性化を図るため、ものづくりに取り組む小規模事業者等の経営上の課題解決に向け、関係機関と連携した総合的かつ継続的なサポートを実施する。 【産業支援課】
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上げ又は営業利益が減少したものづくり産業を対象に、生産現場のデジタル化推進に必要な機器の整備を支援する。 【産業支援課】
- ・ 産学官5者で組織される「熊本県次世代ベンチャー創出支援コンソーシアム」が運営主体となり、自然共生型産業（アグリ・バイオ・ヘルスケア等）における創業初期のベンチャー等を発掘・支援する。 【産業支援課】